

北海道雨竜高等養護学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する基本理念

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(1) 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題でもある。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てる、傍観するなどの行為も絶対に許さないという姿勢で、どのような些細なことでも必ず親身になって相談に応じるなどの対応が大切である。それらがいじめの発生、深刻化を防ぎ、生徒にいじめは絶対に許されないという意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(2) 基本理念に基づく取組を進めるに当たっての留意点

ア いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で、人間関係の問題等に対応しようとする中で、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことがないように、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと、早期に解消する。

イ 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。（いじめ防止対策推進法第2条第1項より抜粋）

(2) いじめを理解する上での留意点

ア いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない。」「保護者に心配をかけたくない。」などの理由で、いじめの真実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合もいじめと同様に対応する。

ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、「いじめ」という言葉を使わないで指導するなど、

柔軟な対応をする場合もある。ただし、これらの場合においてもいじめ対策委員会で情報共有をして対応する。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

オ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ」や「発達障害を含む障害のある生徒など多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・ 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(4) いじめの要因

ア いじめは生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ いじめは単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許

されない。」「いじめは卑怯な方法である。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができないために、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員間の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

教頭、主幹教諭、生徒指導部長、寮務主任、各学年主任、学年指導部、コーディネーター、養護教諭、寄宿舎棟運営部（棟主任）

※必要に応じてスクールカウンセラー、学級担任、室担当

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定・見直し

- (ア) 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成
- (イ) 実行・検証・修正を行う。
- (ウ) 見直しの際は、生徒や保護者、地域からの意見を聞く機会を設ける。

イ いじめの未然防止にかかわること（ネットパトロールを含む）

- (ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

- (イ) いじめの相談を受ける窓口を担う。
- (ウ) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (エ) いじめの疑いがある情報について、生徒指導会議を開催し、いじめであるか否かの判断を行う。

ウ いじめ発生時の対応にかかわること

- (ア) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - (イ) いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- エ 教職員の資質向上のための校内研修等
- (ア) いじめの問題に係る全職員の共通理解へ向けた研修を実施する。
 - (イ) いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

4 年間計画

- (1) 生徒指導上の課題に関する予防的なプログラム（学習内容）
 - ・人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成
 - ・自己有用感や自己肯定感、自己信頼を高める取組
 - ・人権教育の充実
 - ・特別活動・道徳教育の充実
 - ・地域の資源に根ざした体験活動
 - ・命の安全教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・SOS の出し方に関する教育 など
- (2) 調査
 - ・通年 健康観察・教育相談アンケートを実施する。
 - ・4月 学校生活に関わる指導（各学級）
 - ・5月、10月、2月にいじめアンケート調査を実施する。その他、簡易的なアンケートを毎月実施する。
 - ・6月、11月に生徒面談期間を設定する。その他、適宜必要に応じて面談を行う。
- (3) 全校集会内容の計画及び指導等（生徒指導部）
- (4) ホームページ掲載やリーフレット配布等による本校のいじめ防止基本方針を周知する。
- (5) いじめ対策委員会（校内組織）はその都度招集する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の徹底がなされていることが求められている。そのことを基盤として人権に関しては様々な学習活動を通して総合的に推進する必要がある。特に生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持って取り組む必要がある。

2 いじめの未然防止

- (1) 普段からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して以下のア〜クのようないじめ

問題についての基本的な認識をもたせる。

ア いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。

イ いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。

ウ いじめは、大人に気付きにくいところで行われていることが多く発見しにくい。

エ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

カ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

キ いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりを持っている。

ク いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめが生まれにくい環境をつくるため、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

ア 教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。

イ 教職員が配慮を要する生徒を中心に据えた学級経営や教育活動を展開していく。

ウ 自他の意見に相違があっても、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。

エ 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫する。

オ 生徒が活躍できる授業づくりなど、自己の存在感や充実感を得られる環境づくりを進める。

カ 全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者との関わり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取り組みを進める。

キ 自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえる。

ア 教職員の何気ない言動が時に生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解する。

イ 教職員の温かい言葉がけにより、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒を大きく変化させることを理解する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事等において生徒を認める言葉掛けを多く行う。

ア 生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、言葉掛けのタイミングを見逃さないようにする。

(5) 生徒がいじめについて自ら学び、取り組んでいく方法として具体的な事例を提示する。

ア 自分がその場においてどのような行動を取るべきか、またいじめに発展させないためにはどのようにすべきかなどを考えさせる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまりに訴えることができないことが多い。また、自分の思いを確実に伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめを受けている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために放課後などの面談を有効に活用するとともに、気になる状況などがあれば些細なことでも必ず情報の共有を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「健康観察・教育相談アンケート」実施をはじめ、日常的な教育相談の工夫、充実に努める。
- (2) 「いじめの把握のためのアンケート」を年3回行う。(5月、10月、2月)
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から学校(寄宿舎)での様子について連絡をする。
- (4) 些細な情報でも的確に対応し、担任だけではなく学年集団や学校全体として対応する。
- (5) 生徒の些細な変化、兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- (6) 「何かあればいつでも相談してください」ということを繰り返し伝えることで、生徒、保護者が相談しやすい環境をつくる。

第4章 いじめが発生した際の対応

1 基本的な考え方

いじめを受けた生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることが再発防止の手立てである。いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有していることも多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よっていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、相手に謝罪する気持ちに至ることができるよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何よりも相手の自己変革する姿に人間的な信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築を行う営みを通じて、その事象の教訓化を行うことが大切である。

2 いじめを発見および通報を受けた際の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、それらの行為には早い段階からの的確に関わることが重要である。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には的確に対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保に配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに学年主任や学年指導部に報告し、いじめの防止等の対策組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は当該組織が中心となり速やかに関係生徒から事実確認の聞き取りを行う。
- (3) いじめが認知された場合の全ての対応は、いじめ対策委員会で協議され、職員会議で決定する。その際に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、状況に応じて所轄警察署への相談を視野に入れた対応を協議する。

3 いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒が安心して学校生活を含めた日常生活を送ることを最優先とし、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を整える。またその保護者に対しても今後の対応についての説明を行うなど安心につながる対応を行う。
- (2) いじめを受けた生徒に対し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。

4 いじめを行った生徒への指導及びその保護者への対応

- (1) いじめを迅速かつ的確に止めさせたうえで事実確認の聞き取りを行う。その後、いじめを行った生徒及び保護者への対応をいじめ対策委員会で協議する。いじめ対策委員会では、基本的に指導会議と同様の進行内容で行う。
- (2) いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめに至る背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (3) いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

5 いじめが発生した集団への対応

- (1) いじめを見ていたり、同調、荷担したりしていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせることが大切である。

同調、荷担していた生徒や見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。また、それらの生徒はいつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、「いじめは絶対にゆるさない。」「いじめを見聞きしたら必ず知らせることがいじめをなくすことにつながる。」ということを生徒に徹底して伝えることが必要である。
- (2) いじめが認知された際、加害・被害の生徒のみの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営をするとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

6 ネット上のいじめの予防と対応

- (1) 情報モラル教育を進めるため「情報」、「総合的な探究の時間」、「生活単元学習」等において、情報の発信受信に関わる必要な知識、基本的技能の学習を継続して進める。
- (2) ネットパトロールを実施し、不適切な書き込みなど「ネットいじめ」の防止に努める。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題となる部分を確認しその部分を印刷、保存するとともにいじめ対策委員会にて対応等を協議し適切な措置を協議する。
- (4) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒、保護者への精神的ケアに努める。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態への対処

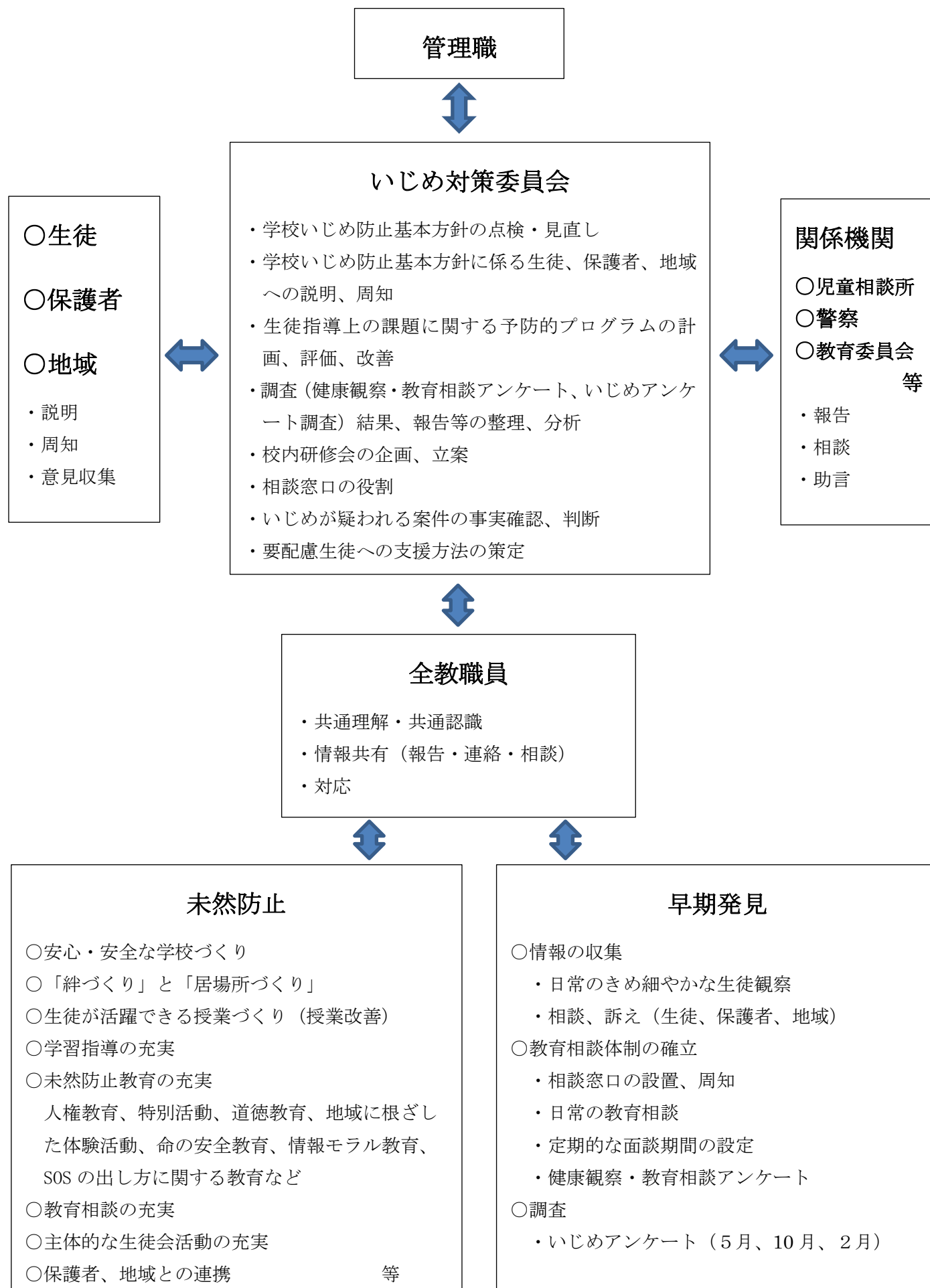
学校が重大事態と判断した場合は直ちに空知教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態のための組織に協力する。

付則 令和2年3月31日 改訂

令和3年4月7日 一部改訂

令和5年9月22日 改訂

日常の指導体制（未然防止、早期発見）



いじめが発生した際の対応（重大事態の対応含む）

